

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 14 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 2 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 2 年 8 月 11 日付け 2 那監第 672 号（高齢者支援課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 いきいきりフレッシュ教室業務委託について</p> <p>いきいきりフレッシュ教室の参加費については、実施要領第 8 条に参加費を徴収することができる規定があり、市が作成した運営方針において年間 1,200 円と規定されている。また、参加費は会場費、運営費、材料費等に充てるとされている。</p> <p>参加費の徴収は受託者である社会福祉協議会が行い、社会福祉協議会の一般会計に参加費として歳入処理されているが、実施主体是那珂川市であり、参加費の取り扱いについては、協議書等で整理する必要がある。</p>	<p>1 いきいきりフレッシュ教室業務委託について</p> <p>社会福祉協議会と協議を行い、参加費の取り扱いについて協議書を作成しました。</p>

<p>2 配食サービス業務委託について</p> <p>契約変更において、設計変更理由書には消費税率10%への見直しとあるが、内訳書には1食単価の変更もあり、理由書に記載すべきである。</p> <p>単価の変更理由としては、調理委託単価が抑えられたと記載され、10月から3月までは当初単価166.6667円に対し変更後は163.63637円となっている。</p> <p>また、変更契約書では、1食あたりの消費税相当額が4月から9月までは、13.3333円、10月からは16.36363円となっているが、1食単価及び消費税相当額は整数で計算すべきである。</p>	<p>2 配食サービス業務委託について</p> <p>設計変更理由書作成時には、担当職員及びその他職員と一緒に確認を行うなどチェック体制の強化を図りました。</p> <p>令和3年度分の契約から1食単価及び消費税相当額は整数で積算を行い、契約締結をしました。</p>
---	---